5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	
住民税賦課ファイルの移転先２１以降	
移転先２１	削除
移転先２２	子ども・子育て支援部子育て支援総合センター
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
②移転先における用途	墨田区子育てひろば条例による保育室の利用に関する事
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	［　　1万人未満　　］ ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
⑥移転方法	［○］庁内連携システム　［　］専用線 ［　］電子メール　［　］電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ［　］フラッシュメモリ　［　］紙 ［　］その他　（　　）
⑦時期・頻度	申請時

移転先23	子ども・子育て支援部子育て支援総合センター
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
②移転先における用途	墨田区子どもショートステイ事業実施要綱による子どもショートステイ事業の利用に関する事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[ ] 専用線 [ ] 電子メール　[ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ　[ ] 紙 [ ] その他　（　）
⑦時期・頻度	申請時
移転先24	都市計画部住宅課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
②移転先における用途	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[ ] 専用線 [ ] 電子メール　[ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ　[ ] 紙 [ ] その他　（　）
⑦時期・頻度	新規賦課及び税額更正時

移転先25	都市計画部住宅課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
②移転先における用途	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[ ] 専用線 [ ] 電子メール　[ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ　[ ] 紙 [ ] その他 （ ）
⑦時期・頻度	新規賦課及び税額更正時
移転先26	都市計画部住宅課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
②移転先における用途	墨田区高齢者個室借上げ住宅条例による墨田区高齢者個室借上げ住宅の管理に関する事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[ ] 専用線 [ ] 電子メール　[ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ　[ ] 紙 [ ] その他 （ ）
⑦時期・頻度	新規賦課及び税額更正時

移転先27	都市計画部住宅課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
②移転先における用途	墨田区シルバーピア条例によるシルバーハイム八広の管理に関する事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[ ] 専用線 [ ] 電子メール　[ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ　[ ] 紙 [ ] その他　（　）
⑦時期・頻度	新規賦課及び税額更正時
移転先28	都市計画部防災まちづくり課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
②移転先における用途	墨田区コミュニティ住宅条例によるコミュニティ住宅の管理に関する事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[ ] 専用線 [ ] 電子メール　[ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ　[ ] 紙 [ ] その他　（　）
⑦時期・頻度	新規賦課及び税額更正時

移転先29	福祉保健部障害者福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
②移転先における用途	東京都重度心身障害者手当条例（昭和48年東京都条例第68号）による重度心身障害者手当の支給に関する事務（特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成11年東京都条例第106号）により区が事務を処理することとされたものに限る。）
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	［　　1万人未満　　］ ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
⑥移転方法	［○］庁内連携システム　［　］専用線 ［　］電子メール　［　］電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ［　］フラッシュメモリ　［　］紙 ［　］その他　（　　）
⑦時期・頻度	新規賦課及び税額更正時
移転先30	福祉保健部障害者福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
②移転先における用途	墨田区心身障害者福祉タクシー料金・自動車燃料費助成事業実施要綱による福祉タクシー料金又は自動車燃料費の助成に関する事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	［　　1万人未満　　］ ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
⑥移転方法	［○］庁内連携システム　［　］専用線 ［　］電子メール　［　］電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ［　］フラッシュメモリ　［　］紙 ［　］その他　（　　）
⑦時期・頻度	新規賦課及び税額更正時

移転先31	福祉保健部障害者福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
②移転先における用途	墨田区心身障害者福祉電話事業実施要綱による福祉電話の貸与又は電話料金の助成に関する事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[ ] 専用線 [ ] 電子メール　[ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ　[ ] 紙 [ ] その他　（　）
⑦時期・頻度	新規賦課及び税額更正時
移転先32	福祉保健部障害者福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
②移転先における用途	墨田区ねたきり重度心身障害者(児)寝具洗たく乾燥助成事業実施要綱による寝具の洗たく又は乾燥の助成に関する事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[ ] 専用線 [ ] 電子メール　[ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ　[ ] 紙 [ ] その他　（　）
⑦時期・頻度	新規賦課及び税額更正時

移転先33	福祉保健部障害者福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
②移転先における用途	墨田区重度心身障害者(児)紙おむつ等支給要綱による紙おむつ等又はおむつ代の支給に関する事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[ ] 専用線 [ ] 電子メール　[ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ　[ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	新規賦課及び税額更正時
移転先34	福祉保健部障害者福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
②移転先における用途	墨田区重度心身障害者(児) 巡回入浴サービス事業実施要綱による巡回入浴サービスの実施に関する事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[ ] 専用線 [ ] 電子メール　[ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ　[ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	新規賦課及び税額更正時

移転先35	福祉保健部障害者福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
②移転先における用途	墨田区重度心身障害者火災安全システム及び緊急通報システム事業実施要綱又は墨田区重度身体障害者等民間緊急通報システム事業実施要綱による緊急通報システム等の利用に関する事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[ ] 専用線 [ ] 電子メール　[ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ　[ ] 紙 [ ] その他　（　）
⑦時期・頻度	新規賦課及び税額更正時
移転先36	福祉保健部障害者福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
②移転先における用途	墨田区心身障害者理美容サービス事業実施要綱による理美容券の交付に関する事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[ ] 専用線 [ ] 電子メール　[ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ　[ ] 紙 [ ] その他　（　）
⑦時期・頻度	新規賦課及び税額更正時

移転先37	福祉保健部障害者福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
②移転先における用途	墨田区身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱による自動車改造費の助成に関する事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[ ] 専用線 [ ] 電子メール　[ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ　[ ] 紙 [ ] その他　（　）
⑦時期・頻度	新規賦課及び税額更正時
移転先38	福祉保健部障害者福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
②移転先における用途	墨田区心身障害者自動車運転教習費補助事業要綱による自動車運転教習費用に係る補助金の交付に関する事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[ ] 専用線 [ ] 電子メール　[ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ　[ ] 紙 [ ] その他　（　）
⑦時期・頻度	新規賦課及び税額更正時

移転先39	福祉保健部障害者福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
②移転先における用途	墨田区中等度難聴児補聴器購入費助成金交付要綱による補聴器購入費用に係る助成金の交付に関する事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[ ] 専用線 [ ] 電子メール　[ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ　[ ] 紙 [ ] その他　（　）
⑦時期・頻度	新規賦課及び税額更正時
移転先40	福祉保健部障害者福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
②移転先における用途	墨田区重度身体障害者(児）住宅設備改善費助成要綱による住宅設備改善費用に係る助成金の交付に関する事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[ ] 専用線 [ ] 電子メール　[ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ　[ ] 紙 [ ] その他　（　）
⑦時期・頻度	新規賦課及び税額更正時

移転先41	福祉保健部障害者福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
②移転先における用途	墨田区重症心身障害児（者）等介護者支援事業実施要綱による介護者支援事業の利用に関する事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	［　　1万人未満　　］ ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
⑥移転方法	［○］庁内連携システム　　［　］専用線 ［　］電子メール　　［　］電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ［　］フラッシュメモリ　　［　］紙 ［　］その他　（　　）
⑦時期・頻度	新規賦課及び税額更正時
移転先42	福祉保健部障害者福祉課、福祉保健部保健衛生担当保健予防課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
②移転先における用途	墨田区障害者移動支援事業実施要綱（平成１８年９月２９日１８墨福障第７９０号）による移動支援事業の利用に関する事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	［　　1万人未満　　］ ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
⑥移転方法	［○］庁内連携システム　　［　］専用線 ［　］電子メール　　［　］電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ［　］フラッシュメモリ　　［　］紙 ［　］その他　（　　）
⑦時期・頻度	新規賦課及び税額更正時

移転先43	福祉保健部障害者福祉課、福祉保健部保健衛生担当保健予防課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
②移転先における用途	墨田区障害者日中一時支援事業実施要綱（平成18年9月29日18墨福障第790号）による日中一時支援事業の利用に関する事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　　[ ] 専用線 [ ] 電子メール　　[ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ　　[ ] 紙 [ ] その他　（　　）
⑦時期・頻度	新規賦課及び税額更正時
移転先44	福祉保健部障害者福祉課、福祉保健部保健衛生担当保健予防課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
②移転先における用途	墨田区重度障害者(児)日常生活用具給付等要綱（昭和61年12月8日61墨厚障第429号）による日常生活用具の給付に関する事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　　[ ] 専用線 [ ] 電子メール　　[ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ　　[ ] 紙 [ ] その他　（　　）
⑦時期・頻度	新規賦課及び税額更正時

移転先45	福祉保健部障害者福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
②移転先における用途	墨田区心身障害者福祉手当条例による心身障害者福祉手当の支給に関する事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[ ] 専用線 [ ] 電子メール　[ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ　[ ] 紙 [ ] その他　（　）
⑦時期・頻度	新規賦課及び税額更正時
移転先46	福祉保健部生活福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
②移転先における用途	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」による外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[ ] 専用線 [ ] 電子メール　[ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ　[ ] 紙 [ ] その他　（　）
⑦時期・頻度	新規賦課及び税額更正時

移転先47	福祉保健部生活福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
②移転先における用途	墨田区女性福祉資金貸付条例第8条の女性福祉資金の貸付けの申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[ ] 専用線 [ ] 電子メール　[ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ　[ ] 紙 [ ] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
移転先48	福祉保健部生活福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
②移転先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[ ] 専用線 [ ] 電子メール　[ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ　[ ] 紙 [ ] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

移転先49	福祉保健部保健衛生担当保健計画課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
②移転先における用途	墨田区妊娠高血圧症候群等医療費助成実施要綱による医療費助成金の支給に関する事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[ ] 専用線 [ ] 電子メール　[ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ　[ ] 紙 [ ] その他　（　）
⑦時期・頻度	新規賦課及び税額更正時
移転先50	福祉保健部保健衛生担当保健計画課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
②移転先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[ ] 専用線 [ ] 電子メール　[ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ　[ ] 紙 [ ] その他　（　）
⑦時期・頻度	新規賦課及び税額更正時

移転先51	福祉保健部保健衛生担当保健計画課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
②移転先における用途	母子保健法による費用の徴収に関する事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[ ] 専用線 [ ] 電子メール　[ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ　[ ] 紙 [ ] その他 （ ）
⑦時期・頻度	新規賦課及び税額更正時
移転先52	福祉保健部保健衛生担当保健計画課、向島保健センター、本所保健センター
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[ ] 専用線 [ ] 電子メール　[ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ　[ ] 紙 [ ] その他 （ ）
⑦時期・頻度	新規賦課及び税額更正時

移転先53	福祉保健部保健衛生担当保健予防課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
②移転先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）による結核患者の医療費の助成に関する事務（特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例により区が事務を処理することとされたものに限る。）
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	［　　1万人未満　　］ ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
⑥移転方法	［○］庁内連携システム　　［　］専用線 ［　］電子メール　　［　］電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ［　］フラッシュメモリ　　［　］紙 ［　］その他　（　　）
⑦時期・頻度	新規賦課及び税額更正時
移転先54	福祉保健部保健衛生担当保健予防課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
②移転先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	［　　1万人未満　　］ ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
⑥移転方法	［○］庁内連携システム　　［　］専用線 ［　］電子メール　　［　］電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ［　］フラッシュメモリ　　［　］紙 ［　］その他　（　　）
⑦時期・頻度	新規賦課及び税額更正時

移転先55	区民部国保年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
②移転先における用途	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	［　1万人以上10万人未満　］ ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
⑥移転方法	［○］庁内連携システム　［　］専用線 ［　］電子メール　［　］電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ［　］フラッシュメモリ　［　］紙 ［　］その他　（　）
⑦時期・頻度	新規賦課及び税額更正時
移転先56	福祉保健部障害者福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
②移転先における用途	墨田区特別永住者障害特別給付金支給事業実施要綱（平成21年3月31日20墨福障第1674号)による特別永住者障害特別給付金の支給に関する事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	［　1万人未満　］ ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
⑥移転方法	［○］庁内連携システム　［　］専用線 ［　］電子メール　［　］電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ［　］フラッシュメモリ　［　］紙 ［　］その他　（　）
⑦時期・頻度	新規賦課及び税額更正時

移転先57	福祉保健部障害者福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
②移転先における用途	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[ ] 専用線 [ ] 電子メール　[ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ　[ ] 紙 [ ] その他 （ ）
⑦時期・頻度	新規賦課及び税額更正時
移転先58	福祉保健部障害者福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
②移転先における用途	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[ ] 専用線 [ ] 電子メール　[ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ　[ ] 紙 [ ] その他 （ ）
⑦時期・頻度	新規賦課及び税額更正時

移転先59	福祉保健部生活福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
②移転先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[ ] 専用線 [ ] 電子メール　[ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ　[ ] 紙 [ ] その他 （ ）
⑦時期・頻度	新規賦課及び税額更正時
移転先60	福祉保健部生活福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
②移転先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[ ] 専用線 [ ] 電子メール　[ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ　[ ] 紙 [ ] その他 （ ）
⑦時期・頻度	新規賦課及び税額更正時

移転先61	区民部国保年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
②移転先における用途	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給又は保険料の賦課若しくは徴収に関する事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	［　1万人以上10万人未満　］ ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	①当該保険料を課せられる者又は当該者と同一の世帯に属する者、②当該処分に係る保険料滞納者又は当該者と同一の世帯に属する者
⑥移転方法	［○］庁内連携システム　［　］専用線 ［　］電子メール　［　］電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ［　］フラッシュメモリ　［○］紙 ［　］その他　（　）
⑦時期・頻度	随時
移転先62	区民部国保年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
②移転先における用途	墨田区国民健康保険条例による結核・精神医療給付金の支給に関する事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	［　1万人未満　］ ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
⑥移転方法	［○］庁内連携システム　［　］専用線 ［　］電子メール　［　］電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ［　］フラッシュメモリ　［　］紙 ［　］その他　（　）
⑦時期・頻度	新規賦課及び税額更正時

移転先63	区民部国保年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	［　1万人以上10万人未満　］ ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	①当該保険料を課せられる者又は当該者と同一の世帯に属する者、②当該処分に係る保険料滞納者又は当該者と同一の世帯に属する者
⑥移転方法	［○］庁内連携システム　［　］専用線 ［　］電子メール　［　］電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ［　］フラッシュメモリ　［○］紙 ［　］その他　（　）
⑦時期・頻度	随時
移転先64	福祉保健部保健衛生担当向島保健センター、本所保健センター
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年東京都規則第12号）による精神通院医療費の助成に関する事務（特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例により区が事務を処理することとされたものに限る。）
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	［　1万人未満　］ ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
⑥移転方法	［○］庁内連携システム　［　］専用線 ［　］電子メール　［　］電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ［　］フラッシュメモリ　［　］紙 ［　］その他　（　）
⑦時期・頻度	新規賦課及び税額更正時

移転先65	区民部国保年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
②移転先における用途	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金に関する事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	［ 1万人以上10万人未満 ］ ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
⑥移転方法	［ ○］庁内連携システム　［ ］専用線 ［ ］電子メール　［ ］電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ［ ］フラッシュメモリ　［ ］紙 ［ ］その他　（　）
⑦時期・頻度	新規賦課及び税額更正時
移転先66	子ども・子育て支援部子ども施設課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
②移転先における用途	児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	［ 1万人未満 ］ ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
⑥移転方法	［ ○］庁内連携システム　［ ］専用線 ［ ］電子メール　［ ］電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ［ ］フラッシュメモリ　［ ］紙 ［ ］その他　（　）
⑦時期・頻度	新規賦課及び税額更正時

移転先67	福祉保健部保健衛生担当保健予防課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
②移転先における用途	墨田区小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱による日常生活用具の給付に関する事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[ ] 専用線 [ ] 電子メール　[ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ　[ ] 紙 [ ] その他 （ ）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
移転先68	子ども・子育て支援部子育て支援課、福祉保健部厚生課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
②移転先における用途	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[ ] 専用線 [ ] 電子メール　[ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ　[ ] 紙 [ ] その他 （ ）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度